

旭川医科大学公用封筒への広告募集 実施公告

旭川医科大学公用封筒に掲載する広告を次のとおり募集する。

1. 募集の概要

公用封筒は、大学（病院を含まない。）が所掌する各種業務に使用するものであり、市内・市外を問わず、個人や企業・医療機関に宛てたもの、また、大学・病院内における通知など、一般文書の連絡手段として用いるものである。

本公告は、この公用封筒に掲載する広告を募るものである。

2. 広告を掲載する公用封筒及び広告の概要

2種類の公用封筒を発行し、各々について以下のとおり広告を掲載するものとする。

なお、申込みを行う者は、自身の広告を申し込むに当たり、複数種類・複数枠で申し込むことを妨げないものとする。

(1) 長形3号公用封筒

規格：縦235mm×横120mm

紙色：灰色

発行枚数：18,000枚（1年間における使用予定枚数）

使用期間：令和5年11月から上記発行枚数がなくなるまで

広告：

〔掲載面〕封筒裏面

〔掲載期間〕封筒の使用期間に準じる

〔募集枠数〕計2枠（2段1列）

〔広告掲載料〕100,000円（税抜）以上 / 枠

〔掲載スペース〕縦80mm×横100mm / 枠

〔印刷色〕モノクロブラック

(2) 角形2号公用封筒

規格：縦332mm×横240mm

紙色：灰色

発行枚数：17,000枚（1年間における使用予定枚数）

使用期間：令和5年11月から上記発行枚数がなくなるまで

広告：

〔掲載面〕封筒裏面

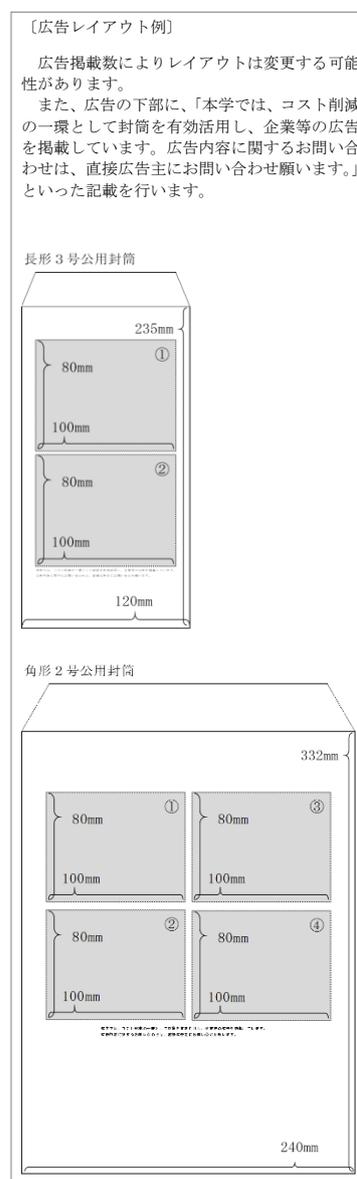
〔掲載期間〕封筒の使用期間に準じる

〔募集枠数〕計4枠（2段2列）

〔広告掲載料〕100,000円（税抜）以上 / 枠

〔掲載スペース〕縦80mm×横100mm / 枠

〔印刷色〕モノクロブラック



(注意事項)

- ・広告掲載料の納入日が納入期限を過ぎた場合は、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金としてお支払いいただく場合がある。
- ・広告掲載料が納入されない場合、「旭川医科大学広告掲載取扱規程」第11条により、広告掲載を取り消す場合がある。

3. 申込書の交付・問い合わせ先

- (1) 交付期間 : 令和5年8月29日 ~ 令和5年9月15日
- (2) 交付場所 : 国立大学法人旭川医科大学 事務局会計課 調達係
〒078-8510 旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号
TEL : 0166-68-2157
E-mail : k-choutatsu@asahikawa-med. ac. jp

4. 申込書の提出

- (1) 提出期限 : 令和5年9月15日(金) 午後5時必着
- (2) 提出方法 : 郵送, 持参又はE-mail
- (3) 提出先 : **【郵送又は持参の場合】**
国立大学法人旭川医科大学 事務局会計課 調達係
〒078-8510 旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号
【E-mailの場合】
E-mail : k-choutatsu@asahikawa-med. ac. jp
- (4) 提出書類 : ①広告の版下原稿, 図案等
②広告内容の説明
③会社概要
④広告掲載申込書
※「掲載希望枠数」欄, 枠数の後に, 1枠当りの広告掲載料を記入すること。

5. 広告掲載の決定

- (1) 提出を受けた申込みについて、「旭川医科大学広告掲載取扱規程」第8条各第1号に規定するところにより, 広告を掲載する者(以下「広告主」という。)について審査し, これを決定する。
- (2) 募集枠数を超えて申込みがあった場合, より高い広告掲載料により申込みを行った者を優先して, 広告主に決定するものとする。
- (3) 審査の結果について, 申込みを行った者に対し, 通知書により速やかに知らせるものとする。

6. 広告掲載に伴う責任

広告主は、「旭川医科大学広告掲載取扱規程」第12条各号に規定する責任を負うものとし, このために該当する場合において, 公用封筒を使用し続けることが不適切であると判断される場合, その再作成に必要となる経費について, 本学は広告主に請求できるものとする。

7. その他広告掲載条件

その他，広告掲載に係る条件は，「旭川医科大学広告掲載取扱規程」に記載のとおり。

令和5年8月29日

国立大学法人旭川医科大学
学 長 西 川 祐 司